

# 平成26年第6回教育委員会 定例会会議録

平成26年6月4日

東久留米市教育委員会

平成26年第6回教育委員会定例会

平成26年6月4日午前9時00分開会  
市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名  
(2) 諸報告
- ①東久留米市上の原地区土地利用構想(案)について
  - ②東久留米市立東中学校体育館に係る同校保護者への説明について
  - ③東久留米市いじめ防止対策推進条例及び東久留米市いじめ防止対策推進基本方針策定にかかわるスケジュールについて
  - ④「平成26年度(平成25年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について
  - ⑤生涯学習センター指定管理者選定スケジュール(案)について
  - ⑥平成26年度第2回市議会定例会について
  - ⑦教育委員会制度改革について
  - ⑧その他

---

出席委員(5人)

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委員	名 取 はにわ
教 育 長	直 原 裕

---

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	傳 智 則
生涯学習課長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	井 尻 郁 夫
企画経営室行政管理担当部長	佐々木 弘 治
企画経営室主幹	土 屋 健 治

---

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 1人

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時00分)

- 尾関委員長 これより平成26年第6回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。本日はご多忙のところ報告事項の説明のために、企画経営室行政管理担当の佐々木部長と、企画経営室の土屋主幹においでいただいています。よろしく申し上げます。

---

### ◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名は2番の矢部委員に申し上げます。
- 矢部第一職務代理者 はい。

---

### ◎議案の追加と会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と会議の進め方について説明をお願いします。
- 林総務課長 「議案第51号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」「議案第52号 東久留米市立学校教職員の服務事故について」の2件の議案の追加をお願いします。また、本日は初めに諸報告を行い、その後に人事案件の審議をお願いします。
- 尾関委員長 ただいま議案2件の追加と、先に諸報告を行った後に人事案件の審議を行いたいとの説明がありましたがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、お手元に配付している新しい日程により進めます。なお、人事案件については非公開の会議とします。

---

### ◎会議録の承認

- 尾関委員長 3月28日に開催した第6回臨時会、4月1日に開催した第4回定例会、4月10日に開催した第7回臨時会、及び4月25日に開催した第8回臨時会の会議録をご確認いただきました。矢部委員から第4回定例会の会議録の修正についてご連絡をいただきましたが、ほかの委員はよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、いずれの会議録も承認されました。

---

### ◎傍聴者

- 尾関委員長 傍聴者がいらっしゃいましたら、お入りいただきます。
- 林総務課長 いらっしゃいます。

(傍聴者入室)

---

### ◎諸報告

- 尾関委員長 日程第2、諸報告に入ります。「①東久留米市上の原地区土地利用構想(案)について」から説明をお願いします。
- 佐々木行政管理担当部長 貴重な時間をありがとうございます。私からは概要を説明させていただきます。上原地区土地利用構想(案)については、関係する方々のご協力の下、上の原地区の土地利用の方向性について地区の現状や経緯を含め、「土地利用構想(案)」として取りまとめたものです。上の原地区の土地利用については土地所有者であるUR都市機構、関東財務局等と協議・調整を進めてきましたが、このたび土地利用の方向性について、土地所有者と

の協議が調い、東久留米市（案）として取りまとめました。本案は5月20日の庁議にかけ、また、5月22日には議会へ説明させていただくとともに、現在、自治会等を通じて地域の方々にも説明しています。内容については主幹から説明させていただきます。

○**土屋企画経営室主幹** 資料の「東久留米市上の原地区土地利用構想（案）」に沿って説明します。1ページの「これまでの土地利用方針」からご覧ください。上の原地区の土地利用については、平成15年に策定した「住宅市街地整備事業の整備計画及び地区計画」に基づいて住宅市街地の再整備により進めてきています。2ページの「上の原地区のいま」をご覧ください。現状では、地区西側のバス通りから西側の区域についてはUR都市機構賃貸住宅が1,016戸と保育施設が既に完成しています。現在、高齢者福祉施設等の計画が進められており、約3,000㎡を残し、土地利用が確定しています。一方、地区東側のバス通りから東側の区域については食品スーパーが既に開店し、郵便局、市連絡所、医療施設等の公益施設の再整備は進められているものの、UR所有地の約7.4haの土地利用については現在確定していない状況です。また、国有地では航空管制施設及び付随する宿舍は廃止されています。国家公務員宿舍もその一部が東日本大震災の避難者住宅として利用されていますが、将来的には約5.2haの未利用地が生まれることとなります。義務教育施設については第四小学校が平成23年度末に閉校しており、隣接する中学校用地として活用するための再整備が進められています。地区近傍の状況として、東3・4・20号線の都市計画道路の整備が平成28年度末を目途に進められています。3～4ページには「新たな土地利用に向けて」として、3ページには平成22年3月に取りまとめられた「東久留米市における新たな産業のあり方調査報告書」において、当該地区について「生き生き健康都市」のコンセプトが例示され、新たな産業導入を図ることが提案されています。中央の部分の、市の計画における位置づけについては第4次長期総合計画基本構想の中で、大規模団地の建て替えなどにより生じる余剰地については用途変更を含め柔軟に対処し、町の将来像“自然 つながり 活力あるまち”にふさわしい土地利用を誘導していくとされており、平成24年5月に改定された「東久留米市都市計画マスタープラン」では生活サービス、業務、産業、教育、交流、住宅など、周辺の住環境と調和した町のにぎわいと活力を生む多様な機能が適切に配置された土地利用を誘導するとともに、豊かな緑の景観の保全・創出を図るという方針が示されています。関連する東京都の計画としては平成25年3月に「新たな多摩ビジョン」が策定されており、持続可能な暮らしやすいまちづくり、高付加価値を生み出す企業活動の促進、地域資源を活かした産業の活性化など8項目が掲げられています。4ページには企業等誘導に向けた取り組みについて記載しています。企業等の誘導に向けた具体的な取り組みとして、平成23年9月に「上の原地区活性化方針」を策定するとともに企業等の誘導を進めるため企業への情報提供、企業等の事業展開等に関する支援業務を外部へ委ねて進めてきており、その報告書では商業施設、研究・製造施設、健康維持施設などが当該地への進出に関心を示したとされ、これを足掛かりに企業等の立地の可能性を精査するとともにさらなるPRと意見交換を行い、土地所有者であるUR都市機構、関東財務局と協議、調整を進めてきています。5ページには企業等立地の可能性について記載しています。これまでの取り組みから生活利便施設・健康増進施設などからは進出意向が示されており、事業系オフィスやデータセンターなどの進出を見込むことは難しい状況ですが、業務系企業の中で事業用地としての活用の意向を示す企業がありました。教育施設については、現状では、大学等の教育施設や企業等の研修施設などの進出を見込むことは難しい状況であり、これらの施設については引き続き誘導に努めていく必要があるとしています。6ページから7ページには、土地利用に当たっての課題整理について4点挙げています。課題の一つ目として「錯綜する土地の形状」についてがあります。土地所有者との協議の中で、一定の整理が必要であるとの認識共有をするに至っています。このため、所有区分が錯綜する街区については、土地の交換等により企業等が立地しやすい環境整備を図る必要があるとしています。課題二つ目の「緑地の保

全・活用」については地区東側の区域においても、緑の環境の保全・活用に努めていくことも必要であるとしています。課題三つ目の「住宅施設の再整備」については地区内の高齢化率が49%と高い水準にあり、多世代が暮らせる住宅の整備が求められるとしています。一方、第四小学校を閉校している経緯を踏まえ、急激な児童数の増加による教育環境への影響には十分な配慮が必要であるとしています。課題の最後には「アクセス道路の整備」について記載しています。当該地区へのアクセス道路の現状を示すとともに、土地利用転換に際してはそれを支えるアクセス道路についても検討する必要があるとしています。8ページには当該地区についての「土地利用のコンセプト」について記載しています。コンセプトとしては「自然と調和した“複合多機能都市”をめざして」とし、「緑豊かな景観の保全を図りつつ、生活サービス、健康増進、業務、教育、住宅など多様な機能を導入し、市の活力とにぎわいを生み出し、いきいきと活動するまち」としています。9ページにはこのコンセプトをイメージ図として表しました。10ページはこのコンセプトを踏まえたゾーニングと道路計画図を、11ページから13ページにはそれぞれのゾーニングの考え方について記載しています。地区西側の「集合住宅ゾーン」はURの賃貸住宅が整備完了しているゾーンであり、良好な住環境の維持・保全を図るとしています。また、整備完了している保育所や高齢者福祉施設の誘導に取り組んでいる区域を「福祉施設ゾーン」として位置づけ、あらゆる世代が集い、交流する場の創出を図るとしています。「緑地・運動公園ゾーン」については既に整備完了している西側の西公園同様に、第四小学校跡地北側に位置する東公園についても既存の樹木の保全を図りつつ、憩いの空間として再整備を図るとしています。また、テニスコートや広場がある中央公園については、運動公園として既存施設の維持更新を図るとしています。次に、既に商業施設の更新が行われたセンター地区と呼ばれている部分から、地区南側の既存商店街に至る区域を「生活サービス施設ゾーン」と位置づけ、現在計画が進められている公益施設の更新を図るとともに、日用雑貨をはじめとする住生活関連商品などを取り扱う店舗など、生活サービス関連施設の立地を誘導するとしています。地区中央部の北側から「生活サービス施設ゾーン」に至る区域については主要生活道路の整備を図り、複合ゾーンに位置づけ、健康増進施設や事業所など多様な機能が立地可能なゾーンとし、にぎわいや活力を生み出す土地利用を誘導するとしています。地区北東側の周辺に戸建住宅が隣接し、UR所有地と国有地が錯綜する区域については「住宅ゾーン」と位置づけ、良質な住宅の立地を誘導するとしています。東中学校北側の「教育・スポーツ関連施設ゾーン」については、現在、国家公務員合同宿舎が東日本大震災避難者用住宅として活用されています。このことから、あくまでも将来構想として大学等の教育施設や介護訓練施設、企業等の研修施設、スポーツ施設などの立地の誘導を進めるとしています。

次に、教育委員会が関連する、東中学校が立地している区域については「教育施設ゾーン」とし、旧第四小学校体育館西側の第二校庭の取得の経緯について踏まえ、引き続き学校用地として利活用を図るとした上で区画道路の整備に合わせて土地の交換等を進め、土地形状の整形化を図るとい形にしています。

10ページにお戻りください。「生活サービス施設ゾーン」と言っている部分と「文教施設ゾーン」の間に一本、新設の主要区画道路を計画しています。このような形で全体の道路計画を進めるとともに、ここは国有地と学校用地が錯綜しています。第二校庭が国の土地寄りに少し出っ張って入ってきている土地形状になっています。この区画道路の整備に合わせて土地交換等を進め、教育施設街区の整形化もこの計画に合わせて図るとい考え方を示しています。なお、地区内の道路計画については既存の団地内通路の拡幅整備を基本とした上で、地区内で不足している、南北道路として「文教施設ゾーン」と「生活サービス施設ゾーン」の間に主要区画道路を配置しています。また、地区外からのアクセス道路として、現在整備中の東3・4・20号線を結ぶ道路についても計画することとしています。

最後に14ページをご覧ください。14ページでは「土地利用構想の実現に向けて」とし

て、都市基盤整備の推進と地域住民の理解と土地所有者との協力体制の確立について記載しています。地区内の道路等の基盤整備とともに、新たなアクセス道路整備は企業等の進出を確実なものとするためにも着実な推進を図っていくことを示すとともに、地域住民の理解と土地所有者の協力が必要不可欠であるとしています。

土地利用構想（案）の内容については以上ですが、最後に今後の予定について説明させていただきます。本構想（案）は、現在、地域住民の皆様に自治会等を通じて説明させていただいています。まだ明確ではありませんが本年7月ぐらいを目途に、「案」から「土地利用構想」として改めて取りまとめを行い、その後、都市計画変更原案の作成に向けて土地所有者や関係機関との協議・調整を行い、その上で、都市計画の変更の手続きを進めていくこととなります。新たな都市計画が定まりましたら、その計画に基づいてまずは道路等の基盤整備等が進められ、その上で具体的な施設の建設が進められることとなります。中学校用地の整形化についても、この計画を進めていく中で実施していくこととなります。現段階で明確なスケジュール等をお示しすることは難しいところですが、今後、土地所有者との協議・調整の中で教育委員会とも連携を図りながら進めたいと考えています。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○松本第二職務代理者 ここで構想案としてまとめたことは、高く評価させていただきます。今、東久留米の中でこれだけ広い土地を動かせるのはこの場所しかありません。先ほどの説明にありましたが、まずは道路の設置が大事になってくると思います。東中学校の体育館は耐震補強工事を行って使うことになりましたが、東京オリンピックに向けての建築費等の高騰が落ち着いた時の10年先には、建て替えということも考えておかなければならないと思います。そういうことも可能性としてあることはご理解いただきたいと思います。

まちづくりは3年や5年でできるものではなく、構想案から長いことかけて進んでいくものです。私たちも協力させていただくところはそうしていきたいと思っています。

この地域に個人住宅など、個人所有の土地はあるのですか。

○土屋企画経営室主幹 今回計画する対象地区内ではUR、国有地、市の学校用地だけです。

○松本第二職務代理者 個人所有の土地があると難しいかもしれません。

○矢部第一職務代理者 今の状態は建て替えの途中というか、東中学校のあるところがぽつんと取り残されたようになっていきます。安全面のことも考えると、今の状況が長く続くのは学校設置の場所としてどうなのかという意見も耳にします。より良い計画を推進していただき、学校を取り巻く環境が良い状態に保たれるような計画をお願いします。資料によると北側が「教育・スポーツ関連施設ゾーン」になっていて、あらゆる世代が集え、教育環境としても望ましいという計画になっていますので、この形がうまく進みますように取り組んでいただきたいと思います。とにかく、今のさみしい所にぽつんと中学校がある状態が少しでも改善されるようにお願いします。

○尾関委員長 東中学校の北側は「教育・スポーツ関連施設ゾーン」となっていますが、13ページの説明では大学あるいは企業等の研修施設とあります。しかし、説明では大学などの誘致は望み薄ということでした。ホームセンターなどに比べて可能性は非常に薄い状況ですか。

○土屋企画経営室主幹 大学等の教育関係施設はこの地区にふさわしい施設ということで、誘導に取り組んできました。しかし、現段階で具体的な話には至っていません。「教育・スポーツ関連施設ゾーン」の地区には、現在、東日本大震災の避難者の方がお住まいになられており、別の用途に土地活用されていく時期も不透明です。市の将来構想としては、その時期に至った段階でそういうものを誘導していきたいと考えており、少し長いスパンでとらえています。

○尾関委員長 先に区分けできるところを区分けし、「生活サービス施設ゾーン」など整備された所を先に誘致していくという考え方ですか。

○土屋企画経営室主幹 そう考えています。この地区については時期的なものを示すのは難しい

状況です。

- 尾関委員長 東中学校の施設のところにきちんとした道路ができる計画になっていますので、そうなれば校庭施設の区画も今より使いやすくなりますので、整備を進めていただきたいと思います。
- 名取委員 現在、東中学校の生徒は道路を渡って体育館に行っています。それがしばらく続くこととなりますが、この文教ゾーンの右側に青い線で描いてあるのがその道路ですね。そうすると、その道路をさらに現状より整備するということとなりますか。要するに交通量がもっと増えてしまう可能性を想定していますか。
- 土屋企画経営室主幹 都市計画につながってくる話になりますが、あくまでも将来構想というところで整理しています。東中学校の東側の道路についても幅員はまちまちですが、現在は5m弱ぐらいの道路になっています。隣接する東側の部分は埼玉県新座市になりますので、道路の拡幅整備となると東久留米市側を整備するという将来計画を作らざるを得ません。現在、東中学校のプールや技術棟など具体的な施設が道路ぎわに設置されているため、あくまでも将来計画としてはこの約8mから11mということで、この部分について想定しているのは片側歩道で、車道幅員はそんなに広げず、将来は歩道付きにしていきたいと考えています。
- 名取委員 まだ当分先ということですね。
- 土屋企画経営室主幹 そうです。
- 松本第二職務代理者 URや国が一般の開発会社に売却してしまう可能性はありますか。
- 土屋企画経営室主幹 地区の東側の部分の国有地とUR所有地については、基本的には売却していく考え方を示しています。私どもとしては、今回こういう形で土地利用構想案を作る段階でもURや国と協議を続けてきており、市としてはこのような土地利用を目指しているということで、今後は地区計画などの中でこのような土地利用が図れるよう変更し、市としても積極的に働きかけてこのような施設ゾーニングができるようご協力をいただいくということで進めていきたいと考えています。絶対にこうなるとはお示しできませんが、国とURとの協議になりますので、できるだけ協力いただくように進めていければと考えています。
- 尾関委員長 ほかに何うことはありますか。特になければ以上でこの件はとどめます。ここで、佐々木部長と土屋主幹にはご退席いただきます。ご多忙のところありがとうございました。  
(佐々木部長、土屋主幹 退席)

続いての報告をお願いします。

- 林総務課長 東中学校体育館の今後の方向性については教育委員会で議案として上程し、承認をいただき、5月17日の部活動説明会において、東中学校の保護者に説明しました。資料の「東中学校体育館の今後の方向性について」をご覧ください。当日は110人ぐらいの保護者がお集まりで、東中学校の体育館で説明しました。そこで質問や要望等をいただきました。その中で、工事期間中の代替施設についての要望がありました。旧第四小学校の体育館については今年度中に解体する予定であるとの説明もしましたので、「東中学校体育館の耐震化工事が終わるまで、来年度も継続して旧第四小学校体育館を使えないか」という要望をいただきました。その点については、後日、5月23日付の保護者宛ての文書にて回答しています。

先ず、東中学校体育館の耐震工事中における代替施設ですが、近隣の小・中学校の体育館やスポーツセンター利用については各校やスポーツセンターとの調整を図り、約5カ月程度の工事期間中の東中学校生徒の屋内における体育の授業や部活動の場の確保ができるよう、できる限り対応を図っていくということでお答しています。また、旧第四小学校体育館の使用については、旧第四小学校の体育館は耐震強度が極めて低い状態であることから、学校で使用し続けることは好ましくないと考えています。また、もともと小学校の体育館であるため小学生向けの仕様となっており、仮にその体育館を改修しても東中学校の生徒用の体育館として恒久的な施設となり得るものではないことは説明会でも申し上げていますが、今年度中に解体工

事を実施したいということをお伝えしています。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 これ以外にご意見やご要望があれば伺いたいと思います。当日は110人が出席されたそうですが、もともとは部活説明会であるため部活にかかわりのない保護者などは出席されていないと思います。再度、説明会を開いてほしいというご希望はありませんでしたか。

○林総務課長 1枚目の「東中学校保護者の皆様」という通知も、2枚目の通知も、学校を通じて全保護者に配布しています。ほかのご質問等とはいうことですが、例えば「夏休み期間に部活をするのでその間だけでも使えないか」という要望がありました。また、体育館が新しくなることを楽しみにして、それを励みに頑張ってきた生徒もいるということから、夏休みの部活での使用についての要望がありました。そのほか、「敷地内に体育館を建てない理由は何なのか」という質問をいただきました。なお、この通知を配布した後にPTA会長から連絡をいただき、新設されないことについては仕方がないということと、耐震工事の期間は使えないことについてもご了解をいただいています。ただし、旧四小体育館の跡地については、「屋外での部活等で使用できるような施設として、バレーボールコートや移動式のバスケットゴールの設置をしてもらえないか」という要望をいただいています。

○松本第二職務代理者 現在、第四小学校の体育館は使用していないのですか。

○林総務課長 東中学校の生徒は使っていません。

○松本第二職務代理者 ほかの団体で使っているところはありますか。

○林総務課長 生涯学習課で一般開放しています。

○松本第二職務代理者 そうなると、「生涯学習課が他の団体に貸し出しをしているのに、なぜ東中学校の生徒が使えないのか」ということになりますね。危険な状態だと言うことならば早目早目に使用禁止にしないと…。解体の時期はいつになりますか。もう設計には入っているのですか。

○林総務課長 一般開放している団体が3団体あると聞いています。その団体については生涯学習課から案内をしており、使用期限は7月末を目途とし、それまでの間にほかの施設に代わるものについては代わっていただきながら対応しています。

○尾関委員長 両方の体育館の着工時期や取り壊す時期はいつですか。

○林総務課長 基本的には今年中に解体します。東中学校体育館の耐震化は平成27年度予算で認めていただいた上で、来年の夏休み期間ぐらいからの着工になると考えています。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

○加納指導室長 「東久留米市いじめ防止対策推進条例及び東久留米市いじめ防止対策推進基本方針策定にかかわるスケジュール」について報告します。本市においても、いじめ防止にかかわる条例及び基本方針を作成していきたいと考えています。スケジュールですが、6月20日に校長、副校長、小・中3人ずつの代表の教員に集ってもらい、素案を作成します。その後、6月26日に教育関係の有識者、PTA連合会代表、主任児童委員、青少協の代表など、子どもたちにかかわる市民あるいは有識者から意見をいただきます。その後、校長会からの意見もいただいて素案を修正し、7月9日の教育委員会定例会において素案を協議していただきたいと考えています。2回の協議の後にパブリックコメントを取ってご意見を参考にし、最終的な条例案と基本方針案を決定し、第4回市議会定例会で条例案を提出できればと考えています。その後、12月の教育委員会定例会で条例及び議会の方針を踏まえて基本方針を決定していければと考えています。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○東教育部長 点検評価の報告書について報告します。本来であれば本日の時点で「調整中」の部分全て埋めてご提示したかったのですが、まだ数値が固まっていないところがあります。

については、本日は図書館が所管する部分についての変更点を説明させていただきます。

○岡野図書館長 点検評価報告書案の51ページをご覧ください。ここで平成25年度の利用実績が固まりましたので数値を入れました。図書館が所管する大まかな構成として、平成26年度の教育委員会基本方針及び施策の方向を議論する中で、25年度の点検評価についても実態に合わせることになり、図書館の部分を生涯学習の中で独立させることになりました。中身は変わっていませんが、構成が①から④の4つに分けて評価を行っています。今回提示しているのは51ページ中段部分の利用点数、登録者数、ハンディキャップサービスの利用者数、市民一人当たりの利用点数等々が確定しましたのでそこを埋めています。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

○市澤生涯学習課長 平成22年度から、生涯学習センターは指定管理者制度を導入し、4年が経過しました。指定管理者は市民ニーズをつかむため、毎年アンケートを実施し、市民がどのようなホール事業や講座を求めているのかを細かく分析し、一人でも多くの市民が気軽に参加できるような事業の開催に取り組んでいます。25年度はその成果が実を結び、ホール事業では3つの講演が完売になりました。夏休み期間中に開催した「ワークショップ日和」では、2日間で10講座、延べ420人の子どもたちや保護者が参加しました。幅広い年齢層から支持を受けるなど、安定した運営がなされています。施設利用についてですが、25年度には利用人数は減少したものの、利用件数では186件増加しています。午後区分を2区分に変更し1日4区分にしたこと、毎週月曜休館を月1回の休館にし、開館日の数を増やしたことが利用者の利便性につながっていると考えています。自主事業では平成23年の震災にきっかけに、東日本大震災支援イベント「まろにえ祭り」を開催し、多くの市民団体や地域の方の協力により、毎年たくさんのチャリティーが集まり、福祉総務課を通じて被災地に寄付しています。

施設の維持管理においては築29年の施設を日々小まめな点検を繰り返し、大きな修理に至らないような施設管理が行われています。利用者からは「センターがきれいになった」など、お褒（ほ）めの言葉もいただいています。

現在の指定管理者は、平成27年3月31日をもって任期満了になります。については、引き続き平成27年4月1日からも別添の指定管理者公募要領により、指定管理者制度を継続するべく公募を行いたいと考えています。今後は7月1日号の広報やホームページ等で事業者を募り、選定委員会で決定していきたいと考えています。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○松本第二職務代理者 スポーツセンターと同様に、ネーミングライツを導入する考えはありますか。

○市澤生涯学習課長 企画経営室行政管理課からはそのような方向で動きたいと聞いています。

○松本第二職務代理者 ぜひお願いしたいと思います。

○尾関委員長 特になければこの件は以上にとどめます。続いての報告はありますか。

○東教育部長 平成26年度第2回市議会定例会についての報告をします。会期日程表（案）からご覧ください。会期は6月5日から6月24日までの20日間で、明日から始まります。明日初日を迎え、一般質問が6月9日から12日まで、16日と17日が常任委員会、18日が予算特別委員会、最終日が6月24日という日程（案）です。教育委員会関連では4月の教育委員会でご審議いただいた、「東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例」についての議案が提出されます。UR都市再生機構により、上の原にある既存のテニスコートを借り受けることができたため、整備を実施して市の体育施設として貸し出す予定でいますが、新しい体育施設として貸し出すことに伴い条例を改める必要があるため、議会の議決を求めるという内容です。

請願については22件出されています。各委員会への付託は明日の初日に決まりますが、教育委員会に関連するものは、「政府がこのたび国会に提出した地方教育行政法改正案に反対

する意見書を提出することを求める請願」の1件です。

続いて、一般質問です。21人の議員から質問が出ています。具体的な質疑内容は次回以降の教育委員会の中で報告させていただきます。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

○東教育部長 「教育委員会制度改革」について報告します。1枚目は文部科学省のホームページから印刷したもので、それ以降は東京都教育委員会の資料です。1枚目は文部科学省が国会に提出した法律案の概要を示したものです。5月20日の衆議院本会議において自民、公明、生活の党の与野党3党の賛成多数で可決され、参議院に送付されるという流れになっていますが、今国会で成立すれば来年4月1日に施行されることとなります。今回の改正のポイントは、1点目として、教育長と教育委員長を統合した新教育長を置くこと。2点目として、首長が議会の同意を得て新教育長を直接任免、罷免できる内容です。3点目として、首長と教育委員会で構成する総合教育会議の創設についてで、これは全部の自治体に設置して教育行政の大綱や施策を策定するというものです。そもそもこの法律の改正案は、大津市におけるいじめ事件が発端になっているということです。また、昨年、いじめ防止対策推進法が国で施行されていますが、これを受けて東京都においても6月議会において条例をつくる予定であると聞いていますし、本市でも準備させていただきたいと考えています。

この法律案の概要について説明します。「趣旨」は「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う」ということです。「概要」の1は「教育行政の責任の明確化」ということです。教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として新教育長を置く。教育長は首長が議会の同意を得て直接任命・罷免を行うということです。従来は教育長は先ずは教育委員会委員に任命され、さらに教育委員会の中で教育長を選ぶという形をとっていましたが、このように変わるということです。また、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することになります。ついては従来の委員長はなくなるということです。「教育長の任期は3年とする（委員は4年）」となり、市長の任期より短くなっています。これは市長の任期中に教育長を必ず選ぶことになるためです。2として「総合教育会議の設置、大綱の策定」とあります。首長との連携を強化していくというものです。「首長は総合教育会議を設ける」とあります。この会議の構成は市長と新教育長及び4人の教育委員になります。「首長は総合教育会議において教育委員と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する」とあります。これは、国が教育振興基本計画において5年間の教育施策の方向などについて定めていますが、この中の基本方針や考え方を参酌して、教育の振興に関する大綱を作成するというものであり、非常に重要なポイントになります。会議では大綱の策定云々とありますが、大綱の策定などの措置をとっていくことが記述されています。3番目の「国の地方公共団体への関与の見直し」。いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化する。「4. その他」にあります。現在の教育長は委員としての任期満了まで従前の例により在職するとあります。改正法の施行日と新教育長への移行については後ほど別の資料で説明します。その下の※のところに、「政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする」となっています。これまでどおり教育行政の部分は教育委員会が所管するというのですが、例えば、これまでどおり予算などについては首長が決定していくという従来の流れは変わらないということの確認がここで記述されています。施行期日は平成27年4月1日ということです。

次に「法律案の主な改正事項とポイント」をご覧ください。「教育委員会は、引き続き執

行機関として規定」ということで、「政治的中立性、継続性、安定性確保のための仕組みの維持」となっています。次に、新「教育長」とあります。これに「教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表」とあります。こちらは「責任の明確化」という改正になっています。次に、「首長」とその下に「総合教育会議」があります。それぞれ改正の事項が記述されていますが、首長と委員会の連携・協力の緊密化がポイントになっています。一番下に「国の関与」があります。ポイントにあるとおり、「緊急事態に対する国の関与の明確化」が挙げられています。

次に「改正法の施行日と新教育長への移行」をご覧ください。施行日は来年4月からになります。来年4月には総合教育会議が設置され、そこでの議論を踏まえて首長が大綱を策定することになってきます。最初の資料では、新教育長をどうするかについて、「現在の教育長は委員としての任期満了まで従前の例により在職する」とありました。旧教育長の委員の任期満了まで現在の制度を引き継ぐ場合（最も遅く新教育長に移行）とあります。例えば、本市の教育長は4月1日に就任され、現行制度で任期4年という形で就任されています。この例からすると改正から3年後の、最も遅く新教育長に移行することも可能です。ただし、この下の枠での対応も可能となります。施行日に新教育長に移行する場合、最も早く新教育長に移行するのは、「施行日前であっても、新教育長の任命のために必要な行為（＝議会同意）は行うことが可能」という形になっています。これをどちらにするかは任命権者が判断することになるかと思えます。すなわち、基本的には残任期満了ということになるかと思えますが、その前に切り替えも可能ということです。

「首長による大綱の策定や総合教育会議の設置」は、「来年4月1日に総合教育会議を必ず設置して、大綱を決めていかなければならない」という記述です。右側の枠の中にその説明が入っています。大きなポイントとなるのは新教育長をいつから置くのか。総合教育会議の事務局をどこに設置するのか。そして、一番の課題は大綱の内容をどのようにしていくのかになると思えます。なお、最後の資料はこれらを記述した法律改正案の条項の説明です。このような形で法律の改正案が今国会で審議されています。

- 尾関委員長 何か伺うことはありますか。
- 名取委員 改正法の施行日と新教育長に移行する経過措置についてですが、各自治体にこれだけの幅のものをフリーハンドに選ぶことが与えられているのですか。
- 直原教育長 基本は「現教育長の教育委員としての任期終了まで」が本則として書いてあります。それが基本ということになります。ただし、一部、踏み込んだ解釈になっているのではないかと考えています。
- 名取委員 ちょっと信じられないです。附則では現在の教育長については4年の任期を確保しているのに、そもそも経過措置がこんなにあり得るのかなと思いました。
- 直原教育長 フリーハンドということではありません。現行の教育長が任期途中で新教育長に切り替わるには、幾つかのハードルがあります。それは現行法に基づいてです。例えば、現教育長が自分から辞めると言わないとできませんし、現行法では辞めたいと言えば勝手に辞められるわけではなく、教育委員会の同意がないと辞任はできません。ここには書かれていませんが、「そういう幾つかのハードルがクリアされれば不可能ではないですよ」という内容だと思います。
- 名取委員 並列で書いてあると、いかにも「どれでもどうぞ」みたいに見えるので、すごくびっくりしました。
- 尾関委員長 その点については今後もいろいろ聞いていかないと分からないですね。われわれも勉強しながら、協議していきたいと思えます。この件は以上でとどめます。次の報告をお願いします。
- 傳学務課長 第二小学校の給食調理業務委託の進捗状況について報告します。平成27年度か

らの給食調理業務の民間委託を進めるため、現在、移行の準備を進めており、第2回市議会定例議会でも6月補正予算として債務負担行為をご審議いただくことになっています。

5月19日の月曜日、午前と夕方の2回、第二小学校において保護者向けの説明会を開催しました。参加者は合計32人でした。第二小学校の給食調理を民間に委託するまでの経緯や委託の業務の範囲等を説明した後、先行導入校である第七小学校の例を挙げ、変わらない給食が提供されていることを説明しました。保護者からは「退職調理員の補充のための委託なのか」「どのような業者が応募してくるのか」「選定はどのように進めるのか」「過去の保護者の意見にはどんなものがあったのか」などの質問があり、それぞれ過去の導入例を示しながら説明してきました。保護者からは「今の第二小学校の給食は大変おいしい」という声もいただきまして、教育委員会としても変わらない給食を来年度以降も提供し続けますと話をしてきました。

○尾関委員長 この件は以上でとどめます。委員から何かありますか。

○矢部第一職務代理者 去る5月22日に、東京自治会館において、東京都教育委員会連合会の総会が開催されました。委任状も含めて会議は成立し、議事は全て議決したことを報告します。平成26年度もほぼ昨年度と同様の活動がなされるという報告があり、研修等々も開催しますので、各委員にご案内が届きましたらご参加をよろしくお願いいたします。

○名取委員 私は5月14日に授業改革研究会の開会式に参加させていただきました。これから分科会にごとに分かれて全教員がいろいろと研究されるようなので、その成果を大いに期待したいと思います。

○尾関委員長 これで報告を終わります。これより人事案件に入りますので、非公開の会議とします。傍聴の方はご退席願います。

(傍聴者 退室)

---

※第6回定例会は公開しない会議において議案を審議し、そのまま閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年6月4日

委員長 尾関 謙一郎（自 書）

署名委員 矢 部 晶 代（自 書）